

大阪市立鶴見区老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立鶴見区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 法人等名称 | 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号
鶴見区在宅サービスセンター内 |
| (3) 代表者 | 会長 中田 俊二 |

2 指定予定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和5年6月30日～8月31日

現地見学会 令和5年8月4日

申請書の受付期間 令和5年8月24日～8月31日

(2) 審査経過

第1回選定会議 令和5年6月21日

第2回選定会議 令和5年9月20日

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選 定 委 員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市鶴見区 社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	46	55	43	48.00
	市費の縮減	30	30	30	30	30.00
	申請団体	5	5	5	5	5.00
	社会的責任・市の施策との整合	10	8	8	8	8.00
	合計	100	89	98	86	91.00

(5) 選定理由

大阪市立鶴見区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たっては、1団体から応募があり、それぞれ具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

- ・職員の昇給を考えながら費用を押さえている点及び指導者の育成、常に利用者のニーズを事業運営に生かしながらブラッシュアップしようとする姿勢は高く評価できる。

4 選定委員名・役職（五十音順）

酒井 陽治 認定NPO法人大阪府高齢者大学校理事
 杉山 京 大阪公立大学大学院生活科学研究科 専任講師
 前田 恵美 公認会計士

（ 担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
 電話：06－6208－8054 ）